

第12回

越谷市教育委員会議事録

令和7年10月23日

定例会

令和7年第12回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年10月23日
招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
開閉会日時 開会10月23日 午前10時00分
閉会10月23日 午後 0時00分

出席委員

教育長	野口久男	教務長	五十畠勝己
委員	渡辺律子	委員	山口文平
委員	足立夢実	委員	上原美子

欠席委員 なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小泉隆行	学校教育部長	磯山貴則
教育総務部副参事兼教育総務課長	會田修	学校教育部副参事兼学務課長兼小中一貫校整備室長	菊池邦隆
教育総務部副参事兼生涯学習課長	川澄大治	学校教育部副参事兼給食課長	小澤正和
図書館長	濱田尊則	学校管理課長	斎藤邦貴
生涯学習課調整幹兼科学技術体験センター所長	小抜麻衣子	指導課長	千嶋淳一
スポーツ振興課副課長	杉野一樹	教育センター所長	田嶋栄蔵
荻島公民館長	谷口健	学校管理課調整幹	杉田直也
		指導課調整幹	二瓶剛
		給食課調整幹兼第一学校給食センター所長	砂原邦彦

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課
調整幹 鈴木理香

	議 事	てん末
議 案 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第26号について	秘 密 会
	・教育長専決第27号について	秘 密 会
	議 案	
	・第45号議案 越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第46号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第47号議案 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について	原案可決 (秘密会)
	・第48号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第49号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
状 況	協議事項	
	・令和8年度教育行政重点事業について	
	・教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について	
	・令和7年度越谷市教育費補正予算について	
況	その他	
	・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査の実施について	秘 密 会

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより10月の定例教育委員会会議を開会いたします。

また、議事に入ります前にお諮りいたします。越谷市教育委員会会議規則第16条の規定により、第47号議案の協議において、関係する市長部局の職員として、行財政部行政管理課長及び行政管理課調整幹の同席を許可してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないようですので、第47号議案の説明の間、会議への同席を許可することとさせていただきます。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事進行について、教育長専決第26号及び第27号及び第48号議案並びにその他報告1については、個人情報が含まれる内容であることから、また第47号議案については、令和7年12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であり、意思形成過程にあることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第45号議案 「越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」

野口教育長 はじめに、第45号議案「越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第45号議案 越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

第45号議案 越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年10月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、夏の暑さ対策や学校における働き方改革のさらなる推進に向けた長期休業日の延長等に伴い、所要の改正を行う必要があるので、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。はじめに、夏の

暑さ対策や学校における働き方改革の更なる推進に向けて長期休業日を延長することに伴い、各学期の期間を規定している第2条第2項中の第1学期の期間について、「4月1日から8月25日まで」を「4月1日から8月31日まで」とするとともに、第2学期の期間について「8月26日から12月31日まで」を「9月1日から12月31日まで」とするものです。また、長期休業日の期間を規定している第3条第1項第5号の夏季休業日について、「7月21日から8月25日まで」を「7月21日から8月31日まで」とするとともに、同条同項第6号の冬季休業日について、「12月25日から翌1月6日まで」を「12月25日から翌1月7日まで」とするものです。

次に、2ページをご覧ください。埼玉県の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、勤務時間を割り振る制度であるフレックスタイム制の対象者が、原則全ての学校職員が対象となったことから、本市においても制度を運用するため、勤務時間の割り振り等を定めている第20条第1項中の「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条」を「条例第6条第1項」に改め、併せて「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものでございます。

なお、長期休業日の延長に伴う第2条第2項及び第3条第1項の改正規定につきましては、令和8年4月1日から、勤務時間の割り振り等に関する第20条の改正規定は令和7年12月1日から施行いたします。

第45号議案についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第45号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第46号議案 「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」

野口教育長 続きまして、第46号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第46号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをお開きください。

第46号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年10月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、埼玉県の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料、新旧対照表の3ページをご覧ください。先ほどの第45号議案の越谷市小中学校管理規則の一部改正の規則制定においても説明させていただきましたが、埼玉県の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、勤務時間を割り振る制度であるフレックスタイム制の対象者が、原則全ての学校職員が対象となりました。

その改正を受け、本規程において病気休暇の届出を規定している第10条第6項で、その承認に当たり証明書等が必要な連続する8日以上の期間の病気休暇の届出時に、「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を要勤務日の算定から除外する期間に加える必要があることから、第10条第6項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものでございます。

なお、この規則は令和7年12月1日から施行いたします。

第46号議案についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第46号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第49号議案 「越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について」

野口教育長 続きまして、第49号議案「越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について」、科学技術体験センター所長から説明いたします。

科学技術体験センター所長。

小抜科学技術体験センター所長 それでは、第49号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをお開きいただきたいと存じます。

第49号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年10月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案の理由でございますが、越谷市科学技術体験センター運営委員会委員が令和7年11月7日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の35ページをお開きください。越谷市科学技術体験センター運営委員会につきましては、越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例第6条第2項の規定により、委員12人以内で組織するものとされており、委員の構成は、1号委員として学識経験者、2号委員として学校教育関係者、3号委員として社会教育関係者、4号委員として公募による市民となっております。

任期は、同条第3項により2年と規定されており、今回委嘱させていただく皆様につきましては、令和7年11月8日から令和9年11月7日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。なお、その際、氏名及び任期のうち、新任・再任の別の読み上げさせていただきます。

はじめに、1号委員の学識経験者でございますが、長島雅裕・新任、小松睦美・再任、菅生麻紀江・新任、高橋美枝・再任の計4名でございます。

次に、2号委員の学校教育関係者でございますが、渡部里恵・再任、中根稜・再任、白井里佳子・再任の計3名でございます。

次に、3号委員の社会教育関係者でございますが、安川沙樹・再任の1名でございます。

最後に、4号委員の公募による市民でございますが、柳信一郎・再任、堀恵子・新任の計2名でございます。

以上、10名の委員構成でございますが、男性が3名、女性が7名で、女性の比率は70%となっております。また、新任の方は3名、再任の方は7名でございます。

第49号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 4号委員の2名の方について、具体的な選定方法と、どのような方なのかということをお教えください。

野口教育長 科学技術体験センター所長。

小抜科学技術体験センター所長 はじめに公募委員の選定方法につきまして、ご説明をさせていただきます。対象者は市内在住、在勤、在学または市内で活動する18歳以上の方で、越谷市の他の審議会の公募による委員ではない方となります。募集方法といたしましては、市の「広報こしがや」、市のホームページ、「ミラクル友の会」等にて周知をいたしまして、科学技術体験センターに期待する体験事業をテーマといたしました論文を提出いただき、その論文を基に評価基準を満たしていることを確認いたしまして、公募委員の決定をさせていただきました。

次に、2名の公募委員につきましては、柳信一郎様は会社勤めと伺っております、科学技術体験センターのサイエンスボランティアに登録をされており、運営についてもご協力いただいている方でございます。また、堀恵子様は、同じく市内在住の主婦の方と伺っております、長年越谷に住んでおられ、子育てが終わりまして、越谷のために何かできればということでご応募いただいた方でございます。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 他の方は、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第49号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「令和8年度教育行政重点事業について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和8年度教育行政重点事業について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、令和8年度教育行政重点事業について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをお開きください。本日は、令和8年度の教育行政方針及び教育行政重点施策の作成に向け、次年度、どのような教育施策に重点的に取り組んでいくかについて、当初予算の編成に先立ち委員の皆様にご協議をいただき、ご意見等をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、教育行政方針と教育行政重点施策についてご説明いたします。まず、教育行政方針は、現在策定を進めております第4期越谷市教育振興基本計画に掲げる基本理念「生涯学習社会」の実現に向けて、教育行政運営の基本的な考え方や主な施策を3つの基本目標ごとに示したものでございます。

また、教育行政重点施策は、当該年度に特に重点的に取り組む教育施策の具体的な内容を示し

たもので、単年度の実行計画という位置づけとなっております。38ページにそれぞれの位置づけを図に表したものがございますので、ご参照いただければと存じます。

次に、教育行政方針と教育行政重点施策の作成の流れでございますが、教育行政方針及び教育行政重点施策で取り上げる内容につきましては、本日の会議において第1回目の協議を行うこととなります。その後、12月定例教育委員会会議において、令和8年度の当初予算要求の協議を行った後、教育行政方針につきましては、1月の教育委員会会議において協議し、決定していただきます。

また、教育行政重点施策につきましては、2月及び3月の教育委員会会議において協議し、決定していただきます。

続いて、教育行政重点施策に掲げる重点的に取り組む教育施策、重点的な取り組みについてですが、次の各事項を踏まえたものといたします。

- 1点目、総合振興計画の実施計画と整合していること。
- 2点目、第4期越谷市教育振興基本計画の主な取り組みを基本とすること。
- 3点目、時代背景や社会情勢の変化を踏まえたものであること。
- 4点目、市議会や教育委員会会議において出された質問・意見などを踏まえたものであること。
- 5点目、事務事業評価や点検評価、教育外部評価における課題・評価を反映させたものであること。

以上5点が、令和8年度の教育行政方針と教育行政重点施策の作成に当たっての考え方でございます。

続きまして、39ページ以降にございます、令和8年度教育行政重点事業一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、各課所において予算を伴うか否かに関わらず、令和8年度に重点的に取り組んでいきたいと考えております事業を、第4期越谷市教育振興基本計画の施策体系に合わせて、一覧表にまとめたものでございます。この後、担当課所長からそれぞれ順次ご説明申し上げますが、その前に表の見方について説明させていただきます。

一覧表は、第4期越谷市教育振興基本計画の施策体系における基本目標及び施策の方向ごとに整理し、39ページの基本目標1の「施策の方向1」から53ページの基本目標3の「施策の方向2」まで掲載しております。

なお、54ページ以降には第4期越谷市教育振興基本計画の施策体系図がございますが、令和8年度の重点として挙げている取り組みに★印をつけておりますので、全体的な把握をする上での参考としていただければと存じます。

39ページにお戻りいただきまして、表の一番左側から順に「施策」、「主な取り組み」とございますが、これは第4期越谷市教育振興基本計画の施策及び主な取り組みと一致しております。

次に、「新規／拡充」の欄につきましては、新規事業、拡充事業に該当するものにつきましてそ

それぞれ記述しております。

なお、拡充事業の考え方につきましては、ソフト事業については、内容の見直し等に伴い、新たな取り組みに着手する事業や、内容の検証等に伴い、新たなテーマ設定や視点の追加、実施期間の延長などを行う事業、さらに、人員の増加など実施体制を強化する事業を位置づけております。また、ハード事業については、既存機能を維持するための修繕等ではなく、新たな機能の追加を伴う工事・改修・修繕等を行う事業について位置づけております。

次に、重点事業の欄には、事業名を分かりやすく記述し、また重点的に取り組む具体的な内容の欄には、その重点事業を達成するための具体的な手段や方法などを記述しております。なお、新規・拡充事業につきましては、そのポイントとなる該当箇所に下線を引いております。

担当課の欄につきましては、事業の所管課所になります。

なお、一覧表の内容につきましては、あくまで現時点で取りまとめたものでございます。今後、予算調整の結果や国・県の動向、社会状況の変化などを踏まえ、修正を行う可能性もございますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、課所長から順次ご説明申し上げますが、時間の都合上、新規及び拡充事業についてのみの説明とさせていただきますので、他の事業につきましては、後ほどご参照いただきご了承賜りたいと存じます。

千嶋指導課長 それでは、指導課です。39ページをご覧ください。

基本目標1、施策の方向1、「特色ある教育課程の推進」の「学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育の推進」における「小中一貫教育を中心とする研究委嘱等の実施」では、拡充として、新たな第3期小中一貫教育に向けた研究指定と各校の研究推進への支援を行います。また、わくわく感のある授業、生徒指導の実践上の4つの視点、4-3-2制による小中一貫教育の実践を重点とした取り組みへの支援と訪問指導を行ってまいります。

田嶋教育センター所長 教育センターです。

「小中一貫教育の推進に向けた各ブロックの取り組みへの支援」では、拡充として、今年度までの第2期に継いで、来年度よりスタートする第3期小中一貫教育に関する各ブロックに対する研究推進への支援、情報提供や校内研修の支援を実施してまいります。

次に、「教科等横断的な特色ある教育課程の推進」における「児童生徒の生きる力を育む特色ある教育課程編成への支援」では、拡充として、小中一貫教育の成果を踏まえた9か年を見通したカリキュラム開発、とりわけ4-3-2制による小中一貫教育の情報提供や校内研修実施への支援を、また第3期小中一貫教育研究推進実施計画に基づく小中一貫推進研究部会を実施してまいります。

齊藤学校管理課長 続きまして、学校管理課です。下段になります。

「小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討」の「将来を見据えた学校施設

の検討」において、「市民等との協働による将来を見据えた学校施設の検討、協議」を行ってまいります。拡充として、学校施設の適正規模・適正配置に係る調査審議を行うための審議会の設置及び小中学校校舎個別施設計画の策定を行ってまいります。

千嶋指導課長 指導課です。40ページをご覧ください。

施策の方向2、「新しい時代に求められる資質・能力の育成」の「指導内容・指導方法の改善」における「民間プール等を活用したよりよい水泳授業の実施」では、拡充として、新たに川柳小学校高学年における民間プールを活用した水泳授業の実施を行ってまいります。また、引き続きモデル事業の成果と課題を踏まえた大袋小学校における民間プールを活用した水泳授業の実施を行ってまいります。さらに、「越谷市の水泳授業の在り方について」を踏まえた各学校の実態に応じた今後の水泳授業の検討を行ってまいります。

続きまして、「英語教育の推進」の「小中学校における英語教育充実のための環境整備」では、拡充として、事業者と語学指導助手ALTの効果的な活用を図り、海外の学校等のオンライン交流の機会を増やすなど、充実を図ってまいります。

続きまして、「学校図書館の充実」の「学校司書の効果的な活用」では、拡充として、学校司書の増員と効果的な配置を実施してまいります。

次に、41ページをご覧ください。

施策の方向3、「豊かな心を育む教育の推進と生徒指導の充実」の「体験・交流の機会の充実」における「児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための多様な体験活動の実施」では、拡充として、総合的な学習の時間や特別活動等を通じた学校、家庭、地域、関係諸機関等との様々な交流を通じた自己肯定感の高揚や協働する力の育成を図ってまいります。

田嶋教育センター所長 教育センターです。「教育相談体制の充実といじめ防止対策の推進」の「教育相談体制の充実」における「原因や内容が複雑化し、長期化する教育相談への適切な対応」では、学校と学校相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学び総合指導員及び関係機関が連携した組織的、重層的な教育相談体制づくりを支援してまいります。

また、拡充として、教育相談体制の強化に向けた学校相談員、スクールソーシャルワーカー、学び総合指導員及び教育相談員の増員と効果的な配置に取り組んでまいります。

小澤給食課長 納入課です。43ページをご覧ください。

施策の方向4、「学校給食施設の維持管理・整備」の「学校給食施設整備の推進」における「学校給食施設整備に向けた検討」では、拡充として、今年度中に策定する施設整備に関する基本構想に基づいた越谷市学校給食施設整備基本計画の策定に向けて、施設規模や整備に係る概算費用等の検討を行ってまいります。

菊池学務課長 学務課です。44ページをご覧ください。

施策の方向5、「障がいのある子どもへの支援と指導の充実」の「特別支援教育のための環境整

備」における「児童生徒の豊かな学校生活と円滑な学校運営のための支援」では、拡充として、引き続き特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常学級及び特別支援学級への支援員の増員と効果的な配置、及び医療的ケアを受けることが必要な児童生徒に係る看護職員の配置などを実施してまいります。

田嶋教育センター所長 教育センターです。

「特別支援学級、通級指導教室の計画的な設置運営」では、拡充として、特別な支援を必要とする児童生徒に応じた学びの場の充実に向け、特別支援学級未設置校への新設設置及び障がい種に応じた増設並びに通級指導教室の適切な配置に取り組んでまいります。

次に、「不登校児童生徒への支援」の「不登校の未然防止対策の推進」における「家庭、学校、教育センター等が連携した『総合的な不登校対策』の実施」では、拡充として、校内支援教室、いわゆるスペシャル・サポート・ルームの増設及び運営に当たる学校相談員の増員と、効果的な配置に取り組んでまいります。

千嶋指導課長 指導課です。45ページをご覧ください。

「一人ひとりの状況に応じた教育支援」の「日本語を母語としない児童生徒への支援」における「児童生徒の豊かな学校生活のための日本語学習支援」では、拡充として、日本語指導教員及び日本語指導員の増員と効果的な配置を実施してまいります。

次に、46ページをご覧ください。

施策の報告6、「学校の組織運営の改善」の「地域と連携・協働した教育の推進」における「部活動の地域連携や地域展開に向けた環境整備」では、拡充として、休日の部活動の地域展開に向けて、部活動外部指導者、部活動指導員の増員による部活動支援体制の強化、地域展開に向けた会議の開催と多様な運営体制によるモデル事業の実施、越谷市地域クラブ活動推進計画の改定及び周知について、関係各課と連携して行ってまいります。

齊藤学校管理課長 学校管理課です。47ページをご覧ください。

「安全・安心で快適な学習環境の整備・充実」の「快適な学校環境の整備と充実」における「特別教室等への空調設備の設置」では、新規として、熱中症対策として特別教室等への空調設備設置に向けたPFI事業契約の締結に向けて取り組んでまいります。

川澄生涯学習課長 続きまして、生涯学習課です。

48ページ、基本目標2、施策の方向1をご覧ください。「生涯学習活動の充実と学習成果の活用」の「多様な学習機会の充実」における「生涯学習に関する学習機会の提供」につきましては、拡充として、在宅等により参加可能なオンライン講座を開催し、新しい生活様式における市民への学習機会の提供に努めてまいります。

小抜科学技術体験センター所長 「科学技術体験センター事業の充実」における「ライフステージに応じた科学体験事業の実施」につきましては、拡充として、学習機会の充実として講座の講師

等を務めた学生等の学びの成果を生かす場として、地域の企業や高校、大学等との連携による特別講座を実施してまいります。また、最先端科学技術として、生成AIを活用した市内小中学生向けのプログラミング講座等を実施してまいります。

次に、「施設環境の整備」では、拡充として、照明器具のLED化改修工事や室内機加湿エレメント交換工事を行い、今後の多様な学習機会の場として施設整備を行い、中規模修繕を計画的に実施してまいります。

濱田図書館長 49ページをご覧ください。

「図書館サービスの充実」の「図書館機能の充実」における「システムの活用による利便性の向上」につきましては、拡充として、図書館システムの更新及び運用保守では、現行のシステムの契約期間が令和9年1月に満了するため、それに備えてシステムの更新業務に取り組みます。5年間の長期継続契約を予定し、現行システム機能のバージョンアップや、利用者の利便性向上が図れる新たなシステムの導入を図ってまいります。

また、読み放題パックなどを含めた電子書籍の整備に関しましては、拡充として、1コンテンツ・1ユーザーの制限がない同時アクセス可能な読み放題パックについて、主に児童・生徒向けのジャンルを積極的に購入し、小中学校のいわゆる「朝の読書時間」や「調べ学習」等で利用してもらい、読書習慣の形成や検索機能の向上につなげるとともに、視覚障がい者や来館することが困難な方々の読書活動に関するデジタルコンテンツの充実を図るなど、非来館型システムの強化を図ってまいります。

次に、「居心地の良い空間の提供」に関しては、施設の適切な維持管理のほか、拡充として、空調用電源改修工事の実施、事務室空調改修工事の実施、公開図書室屋上防水及びステンドグラス雨漏り改修工事の実施等を行います。

次に、「野口富士男文庫の運営」の「野口富士男文庫の周知と活用」に関しては、講演会の実施や小冊子「野口富士男文庫29」の発行のほか、拡充として、令和6年度に実施した「野口富士男戦前日記作成クラウドファンディング」の実績により認められたインセンティブ予算を活用し、野口富士男文庫展示スペースの整備を行います。

川澄生涯学習課長 生涯学習課です。50ページをご覧ください。

施策の方向2、「特色ある伝統文化の振興」の「こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進」における「伝統文化を鑑賞・体験する機会の提供」につきましては、拡充として、令和5年度から令和7年度まで行った能楽体験事業の実施結果を踏まえ、参加者が自らの習熟度にあわせて講座を選択できるよう、3段階のレベルに分けた講座を開講し、能楽愛好者のさらなる増加に向けて取り組んでまいります。

次に、「文化財の保存と活用」の「文化財調査活動の推進」における「文化財基礎調査の実施」では、拡充として、地域の新たな文化財の掘り起こしや既存の文化財の再評価を行い、後世に繼

承するため、市内に継承される民俗行事の調査として、県指定無形民俗文化財、北川崎の虫追いの調査を行うとともに成果をまとめた調査報告書を作成いたします。

杉野スポーツ振興課副課長 スポーツ振興課です。53ページをご覧ください。

施策の方向2、「スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・改修」の「体育施設の維持管理・改修」における「地域体育館の修繕等」では、拡充として、北体育館の建物耐震化、照明LED化、空調設備及び屋根改修等に向けた工事設計を実施してまいります。

次に、「市民プールの修繕等」では、拡充として、市民プールのLED化改修工事、25mプールの床面改修工事を実施してまいります。

曾田教育総務課長 令和8年度教育行政重点事業についての説明は以上でございますが、資料の訂正を1点お願ひいたします。

37ページになりますが、3つ目の○の3行目ところで、「その後、12月定例教育委員会会議において、令和8年度の当初予算要求の協議を行った後」と説明いたしましたが、この説明が正しく、資料の「令和7年度」を「令和8年度」に訂正をさせていただきたいと存じます。

それでは、ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 39ページ「特色ある教育課程の推進」の指導課、教育センターの担当課のところですが、4-3-2制について、小学校は6年間、中学校は3年間を4-3-2制へと分けた理由と、それが目指すものはどうなものなのかを教えてください。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 越谷市の小中一貫教育は、平成27年度から第1期、そして今第2期と取り組みを進めています。大切にしているところは、越谷の子どもを9年間で育てるというところで、9年間のつながりを意識した取り組みを進め、各種成果を上げてまいりました。

4-3-2制でございますが、9年間のつながりを意識しながら、さらに学年の区切りを柔軟に設定する取り組みで、小学校は6年間、中学校は3年間という枠組みは、これまでどおりでございます。特に教育課程や育成する資質、能力の部分で4-3-2制を取り入れて、特に第3期小中一貫教育では取り組みを進めていきたいと考えております。

文部科学省からは、全国的に子どもたちの身体的発達が早期化している、思春期の到来が早まっている点や、生徒指導面では小学校高学年から自己肯定感が低下している点、また、中学校1年生で不登校や長期欠席者が増加している点がデータとして示されています。

このことについて、越谷市の現状を申し上げると、例えば、暴力行為は小学校6年生で減少しますが、中学校1年生で増加傾向が見られます。また、いじめの認知件数は、認知件数が多いと

いうことは解消に向けて取り組んでいる状況と捉えられますが、本市全体的に中学校1年生で大きく減少している状況が見られます。不登校は、小学校3年生から4年生、それから小学校6年生から中学校1年生での増加が見られます。

本市では、小中学校9年間の学年の区切りを柔軟にし、発達段階に応じた学びである小中一貫教育の推進に取り組んでおりますが、今後も小学校1年生から4年生までの4、小学校5年生から中学校1年生までの3、そして中学校2年生、3年生の2と、4-3-2制を取り入れてよりきめ細かに子どもたちの目指す姿を設定しながら取り組んでいく考えであります。これまでの取り組みの成果を活用し、特に小学校5年生から中学校1年生までの3の部分について、さらに連携して取り組みを進めてまいりたいと、教育センター、指導課としても考えております。

山口委員 小学校と中学校の間の断絶みたいなものがもしあるとしたら、それを吸収してそういうようにすることを目指す、ということでおよろしいのでしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 ご指摘いただいたとおりでございます。

野口教育長 中1ギャップの解消は、長年教育界では取り組んできたことですけれども、小学校5年生、6年生、中学校1年生を一つのまとまりとして、目指す児童生徒像をはっきりさせて教育課程を組んでいきたいという考え方、予定としているとのことです。

渡辺委員。

渡辺委員 4-3-2制は、発育、発達の観点から文部科学省の方針も示されたことがよく分かったのですけれども、やはり一般的には分かりづらいと思うのです。どこかでここは説明を入れた方が分かりやすいとお話を聞いていて思いました。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 いただいたご意見を含めまして、検討を進めてまいりたいと思います。

野口教育長 五十畠委員。

五十畠教育長職務代理者 第1期、第2期と進み第3期の小中一貫教育ということで、特に第2期までの成果を踏まえて第3期小中一貫教育のポイントというと何ですか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 学力の向上、自己肯定感の高揚、ICTの活用能力の向上においても、小中連携を進めていく中で成果を上げてきております。課題としては、ねらいの一つとして掲げています学校生活充実感の高揚がございます。具体的に申し上げますと授業改善でございます。生活アンケートでは、学校が楽しいと感じている児童生徒は数値的には高いのですけれども、授業で学んだことを生活場面や他の学習に生かしている児童生徒は、横ばいの状況でございます。これらをしっかりと踏まえ、取り組みを進めていきたいと考えております。また、総合的な学習の時間など、体験的な学習、教科等横断的な学習により、子どもたちが主体的に学び、学びを通して学

校が楽しいと感じる気持ちを高めていきたいと考えております。

これまでの第1期、第2期の成果、課題を踏まえ、より深化させていきたいと考えております。

野口教育長 上原委員。

上原委員 44、45ページの施策の方向5「自立する力を育む」で、今回拡充として挙げていただいている特別支援教育、医療的ケア、不登校、日本語を母語としない児童生徒の支援のところですけれども、これを拝見したときに、誰一人取り残さない子どもたちの支援の在り方というものが大変目に見えてまいりまして、共感しているところでございます。

その中で1つ教えていただきたいのですが、現状として医療的ケアを受けることが必要な児童生徒の対応と、これから計画がもしかしたら、お教えいただければと思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 医療的ケアの現状につきましては、ある小学校では導尿の対応、また他の小学校では経鼻経管栄養の対応をしております。看護師につきましては、例えば経鼻経管栄養については、週5日以内、1日1時間、月22時間以内等、そのような勤務体制で、医療的ケアをする時間から、勤務時間については算出しているところでございます。導尿についても同様でございます。

今後の計画につきましては、幼稚園、保育園との情報も密に行いながら、医療的ケアを必要としているお子さん、保護者の方の意向等も踏まえながら丁寧に対応し、医療的行為を行える看護師の配置に努めていくというものでございます。なお、このような支援をするお子さんが、宿泊学習等を今後行っていく場合も、一緒に同行して対応できるように様々な配慮をしていきたいと考えております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 40ページ、拡充事業の「民間プール等を利用したよりよい水泳授業の実施」について、まず1つ目の●の川柳小学校高学年における民間プールを活用した水泳授業は、なぜ川柳小学校が今回掲載されているのかということ、次に、3つ目の●の民間プールの指導者による教職員への実技研修の実施について、指導法の実施なのか、それとも泳法実技、いわゆる泳ぎを高めるための研修なのかというのを教えていただきたいと思います。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 まず、川柳小学校高学年の民間プールを活用した水泳授業の実施につきましては、川柳小学校はここ数年児童数のかなりの増加があります。今年度、市内のどの学校もプールの授業を8時間から10時間の計画を立てているのですけれども、川柳小学校は6時間の計画しか立てられない状況でございました。実際には天候等により4時間から5時間ぐらいのプール授業の実施でございました。

また、来年度、川柳小学校高学年等が南中学校の敷地に移動することもございます。実際問題として、来年度は今年度より児童数、学級数が増える見込みになっております。そうしますと、

今年度よりさらにプール授業ができなくなる可能性も十分考えられますので、川柳小学校の民間プールでの実施となっております。

次に、民間プール指導者による教職員への実技研修の実施につきましては、おっしゃるとおり指導方法、泳法等のどちらも予定をしております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 教職員の泳法を向上させるための研修をなさることもあるということですと、それが必要なのか、教員が自ら泳力を向上させたいと手を挙げてくれればいいですけれども、どのような方法でその研修を受けさせるのかというところが、さらにお聞きしたいです。なぜかといいますと、このページだけを見ても、8枠あるうちの6枠に研修が入っているのです。教員の負担になるのではないかと思っており、その点をお聞きしたいです。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 教員の負担にならないように、十分考慮して検討していきたいと思っております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 学生でもそうですけれども、泳ぎが苦手な学生は練習するだけでもすごく疲れてしまって、次の時間は疲れ切った状態になるので、本当にお忙しい先生方に泳力向上が必要なのかというところも含めて、この民間プールの指導者による教職員への実技研修というのは、内容を考えていただきたいと思いました。

野口教育長 話題になったのですけれども、例えば授業の民間委託という言葉があるのですけれども、授業はあくまでも教職員免許を持っている先生がやるということで、今度せっかく民間プールを使うので、指導者の方々の持っている泳法指導に対するノウハウについては、指導者にそれを教えていただくということだと捉えればいいかなと思っておりますけれども。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 先生方の負担になるというご意見、本当にごもっともだと思います。全員の先生方に同じように泳法ということではなく、各学校の体育主任を中心とした方を対象として、泳法等を学校において他の先生方に広めるといったこともございます。教員の負担にならないような研修等として、考慮してまいります。

野口教育長 特訓して教職員に泳がせるということではないということですね。

他にいかがですか。

足立委員。

足立委員 45ページの日本語を母語としない児童生徒への支援、拡充として、日本語指導員の増員および効果的な配置と運用とありますが、現状が足りていないから増員するのか、もしくは今後そういった児童が増えるから増員するのか、その辺の状況をお聞きしたいです。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 現状は日本語を母語としないお子さんがここ数年増えております。そのため、指導員が足りない状況でございます。来年度も増える傾向にあると見込み、増員していく必要があると思っております。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 50ページの一番下、生涯学習課のところですけれども、北川崎の虫追い調査報告書の刊行ということですが、以前、越ヶ谷秋まつりに関しては刊行物として出て、市のデジタルアーカイブにも載せたと思うのですけれども、こちらに関しても同じようにする予定でしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 こちらについては、そのようなことで考えております。

野口教育長 上原委員。

上原委員 新規、拡充以外のことでもよろしいですか。

43ページ、施策の方向4「健やかな体を育む」の主な取り組み「学校保健の充実」に関してです。教育内部評価の推移を見てみても学校保健の充実はC、B、C、Bと、なかなかAまで到達できていない現状があるかと思います。重点事業「適切な保健管理の実施と研修会の開催」ですが、重点的に取り組む具体的な内容の一番上に、「児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断の実施」とございます。これは法律で決まっている、必ずやらなければいけない内容でございますので、この内容については、学校保健の充実のためにも、例えば文言を加筆して、健康診断をどう生かすのかなどの視点を加えていただけるとありがたいと思っています。

また、次の「保健教育の実施」ですが、ここにはかなり具体的に性に関する指導の内容が入ってございます。ぜひこれを重点的に実施していただけすると、現代の健康課題にも対応できるのではないかと考えております。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 1点目の子どもたちの健康の保持増進につきましては、ご指摘のとおり法的に定められており、健康診断の時期等も学校保健安全法等で定められております。当然のことなのですが、毎年重点事業として載せさせていただいております。ご意見を踏まえて、文言等について、あるいはどう取り組む内容に取り入れていくのか等も含め検討して、変えるべき文言等の対応をしてまいりたいと思います。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 2点目の性教育に関しましては、「生命（いのち）の安全教育」も含めて各学校で取り組んでおりますので、引き続き教育委員会としても支援してまいりたいと思っております。

上原委員 よろしくお願ひいたします。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 昨年度、助産師による講演会を開催した小学校が希望する小学校だったので、3、4校との報告があったかと思うのですけれども、「生命（いのち）の安全教育」はとても大切だと思うのです。特に近年、子どもたちが性被害に遭っているというニュースでもたくさんあるので、ぜひそういう観点からも、全校で実施した方がいいのではないかと思っている次第です。これは意見です。

野口教育長 実は市議会でも同じようなご質問等を受けています。市民の方の興味関心も高いと感じております。

指導課長。

千嶋指導課長 「生命（いのち）の安全教育」につきましては、どの学校も保健体育、特別活動などで、必ず年間指導計画に位置づけて実施していただくように話をしております。市議会でも、専門的な指導で、助産師を講師に迎えてはどうか、というご意見を伺っております。それは校長会等で周知をして、専門の方の講演等を推進してまいりたいと思っております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 48ページの「科学技術体験センター事業の充実」ですけれども、重点的に取り組む具体的な内容の4つ目の●、「各世代のライフステージに応じた科学実験・工作講座等の実施」で、令和7年度の点検評価を見ましたところ、別冊1の55ページ「取り組みの実績・成果」ですけれども、大人向けの科学技術実験体験が少ないように感じています。「大学生向けの科学啓発指導法講座」は、先ほど科学技術体験センターから説明がされたように、学生が今度は指導者となって、こういう講座を行ってもらうということで理解したのですけれども、それでもやはり中高年向け、大人向けが少ないかなと思っています。

例えば私が住む地域を見ると、クリーニング店を営んでいる方が、油性の汚れと水性の汚れは洗剤でこれとこれを混ぜてこうすると落ちやすい、そういうことをやっていて非常に面白いなと思っています。一つの提案ですけれども、例えば大人向けのこういう体験もどんどん取り入れていけるように、科学技術体験センター運営委員会で検討いただいて、ぜひ大人向けの講座を開いていただけたらいいなと思います。これは意見です。

野口教育長 科学技術体験センター所長。

小抜科学技術体験センター所長 科学技術体験センター運営委員会の委員から同じようなご意見をいただいておりまして、今年度はそちらを重点的に取り組んでおります。例えば、「紅」の素材を使って口紅を作るもの、せんしょく染めといったものなど、大人向けの講座を考えております。

どうしても働いている方につきましては、土日、祝日で講座を開いていただきたいという要望があるので、子ども向もやはり同じく保護者が科学技術体験センターに来る講座がございますので、大人向けを増やしてしまうと、今度は子どもの体験が減ってしまうというジレンマがございまして、調整をしているところでございます。以前、大人向けは平日を中心にやっていた

のですが参加率が低く、今年度は若干土日を増やしているのですけれども、その分子ども向けが減ってしまうという現状でございます。

科学技術体験センターの毎日の実験工作につきましては、大人も参加できるようにはなっているのですが、生活に密着しているものもあるのですが、していないものもありますので、周知方法等を検討して参加人数を増やしていきたいと考えております。

渡辺委員 よろしくお願ひします。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について」

野口教育長 続きまして、先ほど渡辺委員さんからも話題に出ておりましたけれども、「教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について」、教育総務課長から説明いたします。

會田教育総務課長 それでは、令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について、ご説明いたします。

6月定例教育委員会会議において、教育外部評価者及び教育外部評価の対象とする施策等について報告をさせていただいた後、8月26日に外部評価者3名による教育外部評価ヒアリングを実施いたしました。ヒアリングにあたっては、事前に外部評価者へ全26施策の評価調書をお渡しし、あらかじめ内容をお伝えするよう努めるとともに、ヒアリング当日は、担当課所から施策や主な取り組みの概要などの説明を行い、各項目について外部評価者による質疑を実施いたしました。

本日は、教育外部評価を受けた4項目を含め、26項目全ての施策における評価調書の記載内容全般について、委員の皆様にご協議をいただき、ご意見等お伺いできればと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、別冊1「教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について」、表紙をおめくりいただきたいと存じます。1ページから6ページになりますが、こちらにつきましては、外部評価者3名の方の26項目全ての施策に係る総合的な意見となっております。内容につきましては、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは、教育外部評価結果の一覧となっております。教育外部評価を受けた4項目の評価結果で、右側の評価欄のうち3つが外部評価者3名による評価となっております。また、参考といたしまして、外部評価者の評価の右側に内部評価を記載しております。こちらにつきましては、一部の施策において内部評価A+につきまして、1名の外

部評価者からAーの評価をいただいておりますが、その他の施策につきましては、内部評価と同評価、または内部評価を上回る評価をいただいております。

次に、8ページをご覧ください。こちらから15ページまでは、教育外部評価の対象となった4項目の評価調書が施策ごとに掲載されて、ヒアリングの内容を踏まえた外部評価者3名のそれぞれの評価及び意見、並びに担当課が記入した教育外部評価を受けての対応等が記載されております。教育委員会といたしましては、外部評価者の様々なご意見を踏まえて、今後の事業の方向性について検討し、各施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、17ページから19ページをご覧ください。こちらは、26項目全ての施策に係る内部評価結果の一覧となっております。主な取り組みを進捗状況等に基づき、4段階で評価した上で、その評価を総合して8段階で施策を評価しております。26の施策のうち、上から順にA+が4項目、Aーが8項目、B+が13項目、Bーが1項目、C+以下の評価はございませんでした。

次に、20ページから75ページになりますが、26項目の施策に係る内部評価調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書についての説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 外部評価者の方の所感の4ページ、最後の段落から2つ目ですけれども、「発達支持的生徒指導」という言葉が分かりづらいなと思いました。これは外部指導者の方の所感なので、校正はできないかとは思うのですけれども、分かりやすいような表現等を下段に書いていただけるとありがたいなと思いました。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 文言につきましては、何か注釈等分かりやすいものがあれば、検討させていただければと思います。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 5ページのスペシャル・サポート・ルームですけれども、学校においても、子どもたちに対してスペシャル・サポート・ルームという表現を使うのですか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 校長会を通して、また通知文書を通してお伝えしているところでは、校内教育支援教室、いわゆるスペシャル・サポート・ルームという表現ですが、各学校の状況を見てみると、子どもたちが親しみやすい愛称をつけていただいているような状況が一般的でございます。

渡辺委員 それがいいかなと思いました。

野口教育長 五十畠委員。

五十畠教育長職務代理者 15ページの「教育外部評価を受けての対応等」に、大学生への働きかけ、学生ボランティアの参加を促すこと等があるのでけれども、教育委員会と大学の方とが直接会話するような場面というのはどの程度あるのか、それが成果として結びついていく一つの原因だと思うのですけれども、その辺を教えていただければと思いました。

野口教育長 スポーツ振興課副課長。

杉野スポーツ振興課副課長 例えですが、スポーツ振興課では埼玉県立大学に様々なご協力をいただき、専門的な指導助言を得ながら健康体操教室を実施してございます。そういった中で日頃より講座等の実施を通じ、交流を図っておりますが、大学との連携がさらに強化できるものについては、検討していく必要があると思っております。具体的な内容につきましては、今後、埼玉県立大学に限らず文教大学ともお話をできればと思っております。

野口教育長 上原委員。

上原委員 私から仕組みについてご説明させていただきますと、越谷市の担当課や小中学校からボランティアの依頼が来ますと、本学ホームページ上にプラットフォームというのがあります、そこにいろいろなボランティアの依頼が紹介される形になっていて、学生がそれを見ます。そして、学生自身が関心があると手を挙げてボランティアに行く、それから、事前に関心があるもの、例えば母子に関してとか、高齢者に関してとか、学生の興味関心のあるものを本学が発行していて、登録している学生のボランティアの内容に近いものが来ると、こちらからもお知らせする形を取っていて、ボランティアを進めているところでございます。

五十畠教育長職務代理者 ありがとうございます。

野口教育長 他の方はいかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「令和7年度越谷市教育費補正予算について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度越谷市教育費補正予算について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和7年度越谷市教育費補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「令和7年度越谷市教育費補正予算について」をご覧ください。まず、歳入の要求でございますが、3ページの表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。教

育委員会に関連する歳入の要求につきましては、今回6,000円を追加し、補正後の総額は99億6,042万1,000円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページをご覧ください。歳入につきましては、教育総務部スポーツ振興課の要求がございます。20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきまして、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金6,000円を追加いたします。

続いて、歳出の要求でございますが、戻りまして5ページの中段にございます教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回4億995万8,000円を追加し、補正後の総額は198億8,890万8,000円となります。

歳出の主な内容でございますが、10ページ及び11ページをご覧ください。はじめに、教育総務部の要求でございます。科学技術体験センターですが、下段の1項教育総務費、5目科学技術体験センター費の科学技術体験センター管理運営費につきましては、施設内の誘導灯に係る修繕料として210万円を追加いたします。

12ページ及び13ページをご覧ください。次に、スポーツ振興課ですが、7項保健体育費、3目体育費のうち、その他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の6,000円を追加いたします。

14ページ及び15ページをご覧ください。次に、学校教育部の要求でございます。学校管理課ですが、2項小学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、保護者等への連絡の増加に伴い、通信運搬費80万円を追加するほか、施設管理費につきましては、原油高騰等や猛暑による電気使用量等の増加に伴い、光熱水費4,100万円を追加いたします。

次の3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、中学校施設に係る修繕料、並びに小学校費と同様の理由から、通信運搬費として合わせて48万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、小学校費と同様の理由から、光熱水費として5,400万円を追加するほか、備品等整備事業につきましては、屋内運動場用備品及び学校用備品購入費として、合わせて153万円を追加いたします。

16ページ及び17ページをご覧ください。次に、学務課ですが、1項教育総務費、2目事務局費のうち、教育情報化推進事業につきましては、学事システムの標準準拠システムへの移行に関する事業の進捗に伴い、教育システム電算委託料464万円を減額いたします。

また、7項保健体育費、1目学校保健費の健康管理事業費につきましては、事業費の確定に伴い、報償費122万円を減額いたします。

次に、給食課ですが、7項保健体育費、2目学校給食費のうち、学校給食事務費につきましては、学校給食徴収事務に係る帳票類の印刷製本費、並びに口座振替利用率増加に伴う手数料とし

て、合わせて34万円を追加いたします。学校給食事業につきましては、物価高騰に伴う給食材料費として2億800万円を追加いたします。

18ページ及び19ページをご覧ください。施設管理費のうち、給食センター施設管理費につきましては、給食センターに係る燃料費の追加に加え、備品のリサイクル処分費に係る手数料を追加するほか、資格取得のための研修会等負担金として、合わせて733万9,000円を追加いたします。

また、給食センター施設改修費につきましては、調理器具の修繕に係る修繕料並びに給湯設備やボイラーに係る施設改修工事費として、合わせて2,940万円を追加いたします。

次に、教育センターですが、1項教育総務費、4目教育センター費のうち、下段の校内系ネットワーク運用事業につきましては、特別支援学級の増設及び中学校の35人学級対応に伴う校内系ネットワーク保守管理等委託料並びに大型掲示装置、タブレット収納保管庫の学校ICT機器購入費として、合わせて1,837万円を追加いたします。

なお、その他の項目につきましては、人事院勧告による会計年度任用職員の関連経費の追加、職員人件費の追加等がございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、追加が14件ございます。まず、上から2つ目の日本文化伝承の館管理運営委託料から総合体育館管理運営委託料までの5件につきましては、各施設の指定管理者の指定期間が今年度をもって満了となり、令和8年度からの指定管理者の指定に係る準備行為が必要となることから、令和7年度から令和12年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下から2つ目の学校給食配送車購入費につきましては、学校給食配送車の新規車両3台の購入につきまして、令和7年度から令和8年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下段のボイラー改修工事費につきましては、第三学校給食センターのボイラー及びボイラーヘッダーの交換を行うため、令和7年度から令和8年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

なお、その他の7件の債務負担行為につきましては、各事業の来年度に向けた準備行為が必要であることから、令和7年度から令和8年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

令和7年度12月補正予算の要求に係る説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、11月27日木曜日、午後1時30分から越谷市中央市民会館5階第4・5会議室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午後 0時00分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 幸

委 員

五十畠 勝 己

委 員

足 立 菲 賀

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 梨香